

2025年度供給計画届出書の記載要領

2024年11月
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力基盤整備課電力供給室

電気事業法第29条及び電気事業法施行規則第46条に基づく供給計画の届出について、様式への記載の際の参考とするため、記載要領を下記のように作成し、電気事業者に対し連絡することとする。

0. 共通事項

項目	内容
共通事項	○記載内容は、電気事業法（以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づく同法施行規則第46条に規定された項目。ただし、その項目に記載する内容がない場合は、供給計画の目次に「該当なし」と記載し、当該様式を添付しないこと。 ○記載内容は、本届出書全体として不整合が生じないようにすること。 ○記載内容は、法第46条の5（方法書の届出）、法第46条の6（方法書についての意見の概要等の届出等）、法第46条の11（準備書の届出）、法第46条の12（準備書についての意見の概要等の届出）、法第46条の16（評価書の届出）、法第47条及び第48条（工事計画）、原子炉等規制法第43条の3の17（運転計画）など他法令等の規定により提出された認可・届出等と可能な限り整合を図ること。 ○記載内容は、電力広域的運営推進機関へのその他の提出物等と可能な限り整合を図ること。 ○記載内容は、対外的に公表した事項等と整合を図ること。 ○供給計画届出書への計上に当たっては、資源エネルギー庁が別途定める「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン（2024年11月）」に従うものとする。 ○数値の表記は、小数点以下第1位の値を四捨五入した値とすること※¹。ただし、供給予備率及び利用率等については、小数点第1位まで（小数点第2位を四捨五入）、重油換算消費率については、小数点第3位まで（小数点第4位を四捨五入）、周波数の時間比率及び変動率については、小数点第2位まで（小数点第3位を四捨五入）を表記すること。なお、四捨五入の関係で合計した値と合計欄の数値が一致しない場合がある。 ○略称を用いるときは注釈を付けること。 ○化石燃料と非化石燃料を混焼する場合は、主燃料となる発電所欄に一括して記載すること。（ただし、様式第32第1表の年度末電源構成と様式第32第2表の送電端電力量欄については発電電力量の比率に応じて按分して記載すること。） ○燃料電池発電所は、火力発電所とみなして計上し、使用される燃料種別に応じて該当欄に記載すること。また、火力発電所の欄には、燃料電池発電所を加え、廃棄物発電所を除くこと。なお、メタノールは、LNGに区分すること。 ○スポット市場で取引されるもののうち、既受給契約及び年度末までに受給契約の締結見通しがあるものに基づき取引するもの（既受給契約等に応じて同一事業者が一般送配電事業者の供給区域を跨ぎ電気を受け渡しする必要があるものを含む）を計上する。なお、上記取引分は、取引所取引欄ではなく

	事業者間取引欄に記載すること。上記以外の卸取引等による調達を予定しており、作成時点で約定していないものについては、「調達先未定」欄に記載する。なお、日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」という。）を介した取引のうちグロスビディング分については記載しないこと。 ○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき送配電事業者が調達する再生可能エネルギー電気については、一般送配電事業者の供給計画において認定事業者からの調達分として記載すること。ただし、再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づき、小売電気事業者または発電事業者が認定事業者を特定の上、一般送配電事業者から卸供給を受ける場合については、小売電気事業者または発電事業者の供給計画において認定事業者からの調達分として記載すること。 ○閏日のある年度における電力量については、2 月を 29 日として記載すること。発電事業者及び特定卸供給事業者の供給計画は、一般送配電事業者の供給区域毎に、その供給区域の電源等（供給区域外から調達するものを含む）を対象として記載すること。また、容量市場の落札有無にかかわらず、電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン（2024 年 11 月）に基づき、供給電力や供給電力量に計上すること。 ○小売電気事業者の供給計画は、一般送配電事業者の供給区域毎に、その供給区域内で販売する需要を対象として記載すること。 ○一般送配電事業者の供給計画は、自らの供給区域を対象に記載すること。 ○送電事業者、特定送配電事業者、及び配電事業者の供給計画は、一般送配電事業者の供給区域毎に、その供給区域内で小売電気事業者に対して販売する電力（自営線で行う小売供給事業を含む）及び一般送配電事業者への系統接続を対象として記載すること。 ○登録特定送配電事業者の供給計画は、特定送配電事業者の該当する項目に加えて、小売電気事業者の該当する項目についても記載すること。 ○発電端の欄には、発電所及び蓄電所（発・変電所に設置した蓄電用の電気工作物を含む。以下、同じ）における発電等用電気工作物から発生する電力を記載すること。 ○送電端の欄には、発電等用電気工作物から発生する電力から発電所及び蓄電所の運転に必要な電力等を差し引いた値を記載すること。 ○使用端の欄には、供給地点における電気の使用者の需要電力量を記載すること。 ○需要端の欄には、使用端の需要電力量に、変電所における運転に必要な電力量を加えた値（蓄電用の電気工作物の運転に必要な電力量を除く）を記載すること。 ○同一組織が複数のライセンスを所有する場合、「自らが保有する」発電等用電気工作物とは、当該ライセンス部門が保有するものを対象とし、他のライセンス部門が保有するものを含まない。また、ライセンス間の取引は（発電事業者から小売電気事業者への販売等）組織内の取引にあっても、「他の事業者」との取引とする。 ○事業者として稼働時期が見通せない原子力発電所・号機については、「未定」とし、その発電所・号機の供給力を「ゼロ」として算定する。 ○記載においては電力広域的運営推進機関が公表する「2025 年供給計画届出書記載についての参考資料」を参照すること。
--	---

※1 資源エネルギー庁に提出するPDF作成時に小数点以下第1位の値を四捨五入処理を実施する。事業者が広域機関へ提出する資料については、様式上指定のない数値入力は小数点第2位以下は切り捨て、小数点第1位の値とすること。

様式第3-2 第1表（年度別の最大電力供給計画表）

（単位：10³kW）

項目			年度	前年度 (参考)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	送	配	小	発	卸			
供給電力	保有電源	水力発電所（送電端）														○	○	○	○	○		
		火力発電所（送電端）														○	○	○	○	○		
		原子力発電所（送電端）														○	○	○	○	○		
		新エネルギー等発電所等（送電端）														○	○	○	○	○		
		合計（送電端）														○	○	○	○	○		
	調達分	発電事業者															○	○	○	○	○	
		特定卸供給事業者															○	○	○	○	○	
		一般送配電事業者															○	○	○	○	○	
		配電事業者															○	○	○	○	○	
		小売電気事業者															○	○	○	○	○	
		その他	取引所															○	○	○	○	○
			その他															○	○	○	○	○
	調達先未定																○	○	○	○	○	
	合計（送電端）																○	○	○	○	○	
	発動指令電源供給力（再掲）																○	○	○	○	○	
	【エリア】 合計（送電端）																○	○				
	需要電力（送電端）																○	○	○	○	○	
ひっ迫時需要抑制電力 （送電端）		小売電気事業者														○		○				
		一般送配電事業者															○					
供給予備力（送電端）																○		○				
供給予備率（％）																○		○				
調整力確保量																○	○					
調整力（％）																○	○					
年度末電源構成		水力発電所														○	○	○	○	○		
		一般															○	○	○	○	○	
		揚水																○	○	○	○	○
		火力発電所															○	○	○	○	○	
		石炭																○	○	○	○	○
		L N G																○	○	○	○	○
		石油																○	○	○	○	○
		L P G																○	○	○	○	○
		その他ガス																○	○	○	○	○
		歴青質混合物																○	○	○	○	○
		その他火力																○	○	○	○	○
		原子力発電所																○	○	○	○	○
		新エネルギー等発電所等																○	○	○	○	○
		風力																○	○	○	○	○
		太陽光																○	○	○	○	○
		地熱																○	○	○	○	○
		バイオマス																○	○	○	○	○
		廃棄物																○	○	○	○	○
		蓄電池																○	○	○	○	○
		水素																○	○	○	○	○
アンモニア																○	○	○	○	○		
その他																○	○	○	○	○		
合計																○	○	○	○	○		

(記載要領)

- 小売電気事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者においては、別に定める記載断面について、供給区域ごと及び全国の合計値をそれぞれ表に分けて記載すること。
- 供給電力からは、一般送配電事業者と電源Ⅰ'契約した当該契約分、ブラックスタート機能契約し、機能提供に必要な電力量の確保による減少分を除く。
- 保有電源の欄には、自らが保有する発電等用電気工作物の発電能力から補修等による減少を除いた分を記載すること。この場合、「発電能力」とは、当該年度において安定的に発電又は放電可能な出力とする。
- 調達分の欄には、安定的に供給電力として見込める調達分について、事業者種別毎に分類して記載すること。なお、自ら調達した電気あるいは保有する発電等用電気工作物より他の事業者に対し電気の供給を行う場合は、受電分から送電分を差し引いた値を記載すること。
- 調達分のうち、「その他」－「その他」の欄には、電気事業者及び卸電力取引所以外からの調達分のうち安定的に供給電力として見込まれる分のみを記載すること。
- 調達先未定の欄には、今後調達もしくは販売する予定のものを記載すること。上段には卸電力取引所から調達もしくは販売する予定のものを、下段には卸電力取引所以外から調達もしくは販売する予定のもの（電力需給調整力取引所（以下「需給調整力取引所」という。）での調達、販売分も含む）および卸電力取引所または卸電力取引所以外から調達もしくは販売する予定であるも方針が明確でないものを記載すること（販売する分はマイナスで記載すること）。
- 小売電気事業者が供給区域外の発電等用電気工作物から供給区域の需要に電気の供給を行う場合は、当該電力を活用する供給区域の供給電力として記載すること。
- 発動指令電源供給力（再掲）の欄には、容量市場で発動指令電源の容量確保契約を締結した事業者が、当該発動指令電源の契約容量の全量または一部の容量を供給電力（保有電源または調達分）に計上している場合、その供給電力に計上している計上値を記載すること。契約手続き中である場合にもその容量のうち、供給電力に計上している計上値を記載すること。
- 【エリア】合計（送電端）の欄には、一般送配電事業者及び配電事業者が自らの供給区域における供給力（送電端）の総合計を記載すること。
- 需要電力の欄には、以下について記載する。
 - ・発電事業者及び特定卸供給事業者：確保した供給電力のうち、他の事業者又は他の供給区域へ販売又は供給する電力の合計で、一般送配電事業者へ供出する調整力（電源Ⅰ及び特別調達電源の販売量とする。）を含む。
 - ・小売電気事業者：供給区域内で自ら販売する需要電力（月毎に一般送配電事業者の指定する時刻における電力（1時間平均値）の上位3日の平均値。）。なお、他の事業者への販売は含めず、調達分の欄にマイナスで計上すること。
 - ・一般送配電事業者及び配電事業者：自らの供給区域の最大3日平均電力（毎日の最大電力発生時の需要（1時間平均値）を各月毎に上位から3日を取り、それを平均したもの。）。なお、他の事業者への販売は含めず、調達分の欄にマイナス計上すること。
- ひっ迫時需要抑制電力の欄には、小売電気事業者及び一般送配電事業者が、以下について記載する。
 - ・小売電気事業者：小売電気事業者の欄に、自らの需要に対して、随時調整契約やスマート・メータ等を活用したデマンド・レスポンス等により、需給ひっ迫時等に一定の需要抑制効果が見込める電力を記載すること。
 - ・一般送配電事業者：小売電気事業者の欄に、供給区域の全ての小売電気事業者のひっ迫時需要抑制電力（ただし、デマンド・レスポンスについては小売電気事業者がひっ迫時需要抑制電力として計上したものに限る）の総合計を、一般送配電事業者の欄に、一般送配電事業者自ら管理する随時調整契約やスマート・メータ等を活用したデマンド・レスポンス等により、需給ひっ迫時等に一定の需要抑制効果が見込める電力を記載すること（ただし、電源Ⅰ'のデマンド・レスポンスは含まない）。
- 供給予備力の欄には、一般送配電事業者及び小売電気事業者が、[供給電力の合計－需要電力]の値を記載すること。
- 供給予備率の欄には、ひっ迫時需要抑制電力を考慮した供給予備率を（ ）を付して併記すること。
なお、一般送配電事業者が記載する（ ）書きについては、小売電気事業者及び一般送配電事業者

が見込むひつ迫時需要抑制電力の合計を考慮すること。

- 調整力確保量及び調整力（％）の欄には、一般送配電事業者及び配電事業者が、自らの供給区域で確保した調整力（電源Ⅰ及び特別調達電源の調達量とする。）及び調整力確保量の需要に対する割合をそれぞれ記載すること。
- 年度末電源構成の欄には、発電事業者、小売電気事業者、特定卸供給事業者、一般送配電事業者、配電事業者が以下について記載する。
 - ・保有電源のうち、その供給区域の電力系統に接続する発電等用電気工作物、並びに、その供給区域の非電気事業者から調達する契約最大電力（調達する契約最大電力が、他の電気事業者からの転売であることを把握できる場合を除く。調達先未定分、卸電力取引所からの調達分は計上しないものとする。）。
- 年度末電源構成のうち、火力発電所の欄は、発電所で使用する燃料種別により、次の区分で記載する。
 - 石炭：石炭
 - LNG：液化天然ガス、都市ガス、天然ガス
 - 石油：原油、重油、軽油、ナフサ、天然ガス液
 - LPG：液化石油ガス
 - その他ガス：副生ガス 等
 - 歴青質混合物：オイルサンド、タールサンド、オイルシェールなどの非在来型石油を含む鉱物を、粉砕して水に懸濁させて製造した液体状の燃料製品
 - その他火力：石油コークスや石油精製における残渣物、上記燃料に当てはまらないもの
- 年度末電源構成のうち、2種類以上の燃料を混焼している場合には、混焼の比率に応じてそれぞれの燃料の欄に年度末電源構成を記載すること。
- 年度末電源構成のうち、その他の欄には、燃料種別の区分ができないものおよび非電気事業者から調達するもののうち電源種別が特定できないものを記載すること。
- 年度末電源構成の欄においては、原則として発電端の設備容量を記載すること。自家消費、特定供給がある設備については、一般送配電事業者との接続最大電力を記載すること。
- 前年度（参考）の欄には、前年11月までの実績に基づき、当該供給計画の記載断面の月の実績を記載する。なお、記載月が12～3月の場合は、前々年度の実績を記載すること。
- 送配電に分類される事業者（一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者、登録特定送配電事業者、配電事業者）のうち、一般送配電事業者、登録特定送配電事業者、配電事業者は、本表を記載すること。
- 石炭とバイオマスの混焼発電設備を保有する事業者は、該当設備の供給力（送電端）等について、届出様式の別紙（電力広域的運営推進機関が指定する様式）に記載すること。

様式第3-2 第2表（年度別の電力量供給計画表）

（単位：10⁶kWh）

項目				年度	前年度 (参考)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	送	配	小	発	卸																			
供給電力量	保有電源	水力発電所（送電端）															○	○	○	○	○																		
		火力発電所（送電端）															○	○	○	○	○																		
		原子力発電所（送電端）															○	○	○	○	○																		
		新エネルギー等発電所等（送電端）															○	○	○	○	○																		
		合計（送電端）															○	○	○	○	○																		
	調達分	発電事業者																○	○	○	○	○																	
		特定卸供給事業者																○	○	○	○	○																	
		一般送配電事業者																○	○	○	○	○																	
		配電事業者																○	○	○	○	○																	
		小売電気事業者																○	○	○	○	○																	
		その他	取引所																○	○	○	○	○																
			その他																○	○	○	○	○																
	調達先未定																	○	○	○	○	○																	
	揚水式発電所の揚水用動力量																	○	○	○	○	○																	
	蓄電用の電気工作物の蓄電用電力量																	○	○	○	○	○																	
	合計（送電端）																	○	○	○	○	○																	
【エリア】合計（送電端）																	○	○																					
需要電力量（送電端）																	○	○	○	○	○																		
送電端電力量		水力発電所																																					
		一般																																					
			揚水																																				
				火力発電所																																			
		石炭																																					
			L N G																																				
				石油																																			
					L P G																																		
			その他ガス																																				
				歴青質混合物																																			
					その他火力																																		
			原子力発電所																																				
			新エネルギー等発電所等																																				
		風力																																					
			太陽光																																				
				地熱																																			
					バイオマス																																		
			廃棄物																																				
				蓄電池																																			
			水素																																				
				アンモニア																																			
		その他																																					
		合計																																					

(記載要領)

- 小売電気事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者においては、供給区域ごと及び全国の合計値をそれぞれ表に分けて記載すること。
- 供給電力量および送電端電力量からは、一般送配電事業者との電源 I' 契約及びブラックスタート機能契約に係る必要な電力量等を除く。
- 保有電源の欄には、自らが保有する発電等用電気工作物の供給電力量を、補修等による減少分を考慮の上で記載する。なお、「供給電力量」とは、当該年度において安定的に発電又は放電可能な電力量とする。
- 調達分の欄には、安定的に供給電力量として見込める調達分について、事業者種別毎に分類して記載すること。なお、自ら調達した電気あるいは保有する発電等用電気工作物より他の事業者に対し電気の供給を行う場合（揚水動力を除く。）は、受電分から送電分を差し引いた値を記載すること。
- 調達分のうち、「その他」－「その他」の欄には、電気事業者及び卸電力取引所以外からの調達分のうち安定的に供給電力量として見込まれる分のみを記載すること。
- 調達先未定の欄には、今後調達もしくは販売する予定のものを記載すること。上段には卸電力取引所から調達もしくは販売する予定のものを、下段には卸電力取引所以外から調達もしくは販売する予定のもの（需給調整力取引所での調達、販売分も含む）および卸電力取引所または卸電力取引所以外から調達もしくは販売する予定であるも方針が明確でないものを記載すること（販売する分はマイナスで記載すること）。
- 揚水式発電所の揚水用動力量の欄には、保有・調達した揚水発電設備のうち、一般送配電事業者の託送供給等約款で定められた、揚水発電設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置を受ける揚水発電設備から割当して揚水発電計画を策定する事業者が、揚水用に使用する電力量について、揚水効率を勘案して、マイナスで記載すること。
- 蓄電用の電気工作物の蓄電用電力量の欄には、保有・調達した蓄電用の電気工作物のうち、一般送配電事業者の託送供給等約款で定められた、蓄電用の電気工作物が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置を受ける蓄電用の電気工作物から割当して放電計画を策定する事業者が、蓄電用に使用する電力量について、蓄電効率を勘案して、マイナスで記載すること。
- 【エリア】合計（送電端）の欄には、一般送配電事業者及び配電事業者が自らの供給区域における供給電力量（送電端）の総合計を記載すること。
- 需要電力量の欄には、以下について記載する。
 - ・発電事業者、特定卸供給事業者：他の事業者又は他の供給区域へ販売又は供給する電力量の合計。
 - ・小売電気事業者：供給区域内で自ら販売する需要の年間あるいは月間電力量。なお、他の事業者への販売は含めず、調達分の欄にマイナスで計上すること。
 - ・一般送配電事業者及び配電事業者：自らの供給区域の需要の年間あるいは月間電力量。なお、他の事業者への販売は含めず、調達分の欄にマイナスで計上すること。
- 送電端電力量の欄には、発電事業者、小売電気事業者、特定卸供給事業者、一般送配電事業者、配電事業者が以下について記載する。また、揚水用・蓄電用に使用した電力量については、その他欄にマイナスで計上すること。
 - ・保有電源のうち、その供給区域の電力系統に接続する発電等用電気工作物、並びに、その供給区域の非電気事業者から調達（販売を含む）する供給電力量（調達する供給電力量が、他の電気事業者からの転売であることを把握できる場合を除く。調達先未定分、卸電力取引所からの調達分は計上しないものとする。）。
- 送電端電力量のうち、火力発電所の欄は、発電所で使用する燃料種別により、次の区分で記載する。
 - 石炭：石炭
 - LNG：液化天然ガス、都市ガス、天然ガス
 - 石油：原油、重油、軽油、ナフサ、天然ガス液
 - LPG：液化石油ガス
 - その他ガス：副生ガス 等
 - 歴青質混合物：オイルサンド、タールサンド、オイルシェールなどの非在来型石油を含む鉱物を、粉砕して水に懸濁させて製造した液体状の燃料製品
 - その他火力：石油コークスや石油精製における残渣物、上記燃料に当てはまらないもの

- 送電端電力量のうち、2 種類以上の燃料を混焼している場合には、混焼の比率に応じてそれぞれの燃料の欄に送電端電力量を計上すること。
- 送電端電力量のうち、その他の欄には、燃料種別の区分ができないものおよび非電気事業者から調達するもののうち電源種別が特定できないものを記載すること。
- 送配電に分類される事業者（一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者、登録特定送配電事業者、配電事業者）のうち、一般送配電事業者、登録特定送配電事業者、配電事業者は、本表を記載すること。

様式第3-2 第3表（月別の最大電力供給計画表）
年度

（単位：10³kW）

項目			月別												送	配	小	発	卸		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
供給電力	保有電源	水力発電所（送電端）														○	○	○	○	○	
		火力発電所（送電端）														○	○	○	○	○	
		原子力発電所（送電端）														○	○	○	○	○	
		新エネルギー等発電所等（送電端）														○	○	○	○	○	
		合計（送電端）														○	○	○	○	○	
	調達分	発電事業者														○	○	○	○	○	
		特定卸供給事業者														○	○	○	○	○	
		一般送配電事業者														○	○	○	○	○	
		配電事業者														○	○	○	○	○	
		小売電気事業者														○	○	○	○	○	
		その他	取引所														○	○	○	○	○
			その他														○	○	○	○	○
		調達先未定															○	○	○	○	○
		合計（送電端）															○	○	○	○	○
		発動指令電源供給力（再掲）															○	○	○	○	○
		【エリア】合計															○	○			
需要電力（送電端）															○	○	○	○	○		
ひっ迫時需要抑制電力（送電端）		小売電気事業者													○		○				
		一般送配電事業者													○						
供給予備力（送電端）															○		○				
供給予備率（％）															○		○				
調整力確保量															○	○					
調整力（％）															○	○					

（記載要領）

- 第1年度及び第2年度について、月別に算定のうえ、記載すること。
- その他の項目については、様式第3-2第1表を参照
- 供給計画には計上していない厳気象時に対応可能な供給力(火力増出力運転等)については、届出様式の別紙（電力広域的運営推進機関が指定する様式）に記載すること。
ただし、容量市場で約定された発動指令電源の契約容量、電源Ⅰ契約及びブラックスタート機能契約に係る必要な供給力、ひっ迫時需要抑制電力は記載しないこと。

様式第3-2 第4表（月別の電力量供給計画表）

（単位：10⁶kWh）

項目			月別												下期計	年度計	送	配	小	発	卸		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月								3月	
供給電力量	保有電源	水力発電所（送電端）																○	○	○	○	○	
		火力発電所（送電端）																○	○	○	○	○	
		原子力発電所（送電端）																○	○	○	○	○	
		新エネルギー等発電所等（送電端）																○	○	○	○	○	
		合計（送電端）																○	○	○	○	○	
	調達分	発電事業者																○	○	○	○	○	
		特定卸供給事業者																○	○	○	○	○	
		一般送配電事業者																○	○	○	○	○	
		配電事業者																○	○	○	○	○	
		小売電気事業者																○	○	○	○	○	
		その他	取引所															○	○	○	○	○	
			その他															○	○	○	○	○	
		調達先未定																	○	○	○	○	○
		揚水式発電所の揚水用動力量																	○	○	○	○	○
		蓄電用の電気工作物の蓄電用電力量																	○	○	○	○	○
合計（送電端）																	○	○	○	○	○		
【エリア】合計（送電端）																	○	○					
需要電力量（送電端）																	○	○	○	○	○		

（記載要領）

- 第1年度について月別に算定のうえ、記載すること。
- その他の項目については、様式第3-2第2表を参照

様式第32 第5表、第6の1表、第6の2表、第6の3表、第7表

(記載要領(共通))

- 開発計画(発電等電気工作物の新設・廃止および最大出力の増減等)及び整備計画の記載について、対外的に公表したものは原則記載すること。なお、着工年月又は使用開始年月が当該供給計画年度に当たる場合を対象とし、公表内容並びに着工及び運開等の時期との整合を図ること。それ以外のものについては、各社判断とするただし、本届出書全体として不整合が生じないようにすること。
- 着工年月については、法第47条に基づく認可又は第48条に基づく届出書へ記載した着工年月(又は、記載予定の着工年月)をいう。なお、認可・届出とも不要な設備については、当該設備の建设工程における着工年月を記載すること。
- 使用開始年月については、法第49条に基づく検査の合格予定年月を記載すること。また、一部使用開始を予定する場合には()書きで併記すること。なお、検査の不要な設備については、当該設備の建设工程における使用開始年月を記載すること。
- 廃止する設備については、「その他」区分とし、使用開始年月の欄に廃止予定年月を記載すること。
- 着工年月、使用開始年月及び廃止予定年月は、原則、年月で記載すること。ただし、「〇〇年度」又は「〇〇年度以降」での記載も可能とする。
- 廃止予定年月を月まで特定せずに記載した場合は、廃止年月が確定した時点で変更届出を行うこと。
- 「名称及び設備番号」欄には、正当な理由がある場合は、「名称及び設備番号」に代えて、「符号」で表示することができる。
- 送配電に分類される事業者(一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者、登録特定送配電事業者、配電事業者)は、様式第32第6の1表、第6の2表について作成すること。
- 広域系統整備計画の事業実施主体となっている一般送配電事業者、送電事業者は、様式第32第6の3表について作成すること。

様式第32 第5表(発電所及び蓄電所の開発等についての計画書)

〇〇発電所

区分	名称及び設備番号	所在地	種類	最大出力(kW)	年間可能発電等電力量(10 ⁶ kWh)又は所内率(%) (うち小売電気事業の用に供するための年間想定発電等電力量(10 ⁶ kWh))	着工年月	使用開始年月	発
工事中								〇
着工準備中								
その他								

(記載要領)

- 記載内容は、様式第32第1表及び第2表と整合を図ること。
- 水力発電所、火力発電所（燃料電池発電所、廃棄物発電所を除く）、原子力発電所、新エネルギー等発電所等（風力発電所、太陽光発電所、地熱発電所、バイオマス発電所、廃棄物発電所、蓄電所、水素発電所及びアンモニア発電所をいう）は、それぞれ表に分けて記載すること
- 着工準備中の欄には、工事開始前の発電所及び蓄電所に関する計画について記載すること
- 設備番号とは、火力発電所についてはボイラー及びタービンの番号、原子力発電所については原子炉及びタービンの番号をいう。
- 所在地の欄には、都道府県郡市区町村を記載すること。
- 種類の欄には、水力発電所については方式、火力発電所については燃料の種類、原子力発電所については原子炉の型式、新エネルギー等発電所等については電源の種類を記載すること。
- 「年間可能発電等電力量又は所内率」の欄には、水力発電所又は新エネルギー等発電所等については年間可能発電電力量、火力発電所又は原子力発電所については年間想定発電電力量（所内消費を含まず、自家消費、特定供給及び自己託送を含むものとする。）を記載すること。ただし、火力発電所又は原子力発電所であって、専ら小売電気事業の用に供するものについては、所内率の記載とすることができる。
- 「年間可能発電等電力量又は所内率」の欄には、（ ）書きで、小売電気事業の用に供するための年間想定発電等電力量（所内消費、自家消費、特定供給及び自己託送は含まないものとする。）を記載すること。
- なお、小売電気事業の用に供するための年間想定発電等電力量は、供給計画提出の際に、毎年度最新の数値とすること。
- その他欄には、工事を伴わないで能力の変更をする発電所及び蓄電所に関する計画、発電所及び蓄電所の譲渡・譲受、既に供給計画に記載され届けられている開発計画を中止する発電所及び蓄電所に関する計画及び廃止する発電所及び蓄電所に関する計画を記載する。
- 揚水発電所（混合揚水発電所を含む。）については、揚水発電電力量を年間可能発電等電力量の欄に《 》書きで別記すること。
- 以下の3つの要件を満たす発電等電気工作物に関する計画を、原則記載すること。
 - ①当該発電等電気工作物の出力に占める託送契約上の同時最大受電電力(kW)（自己託送を除く）の割合が5割を超えること※。
※ただし、出力が10万kWを超える場合には、上記の値が1割を超えること。
 - ②当該発電等電気工作物の年間の発電等電力量(kWh)（所内消費量等を除く）に占める系統への逆潮流量（自己託送を除く）の割合が5割を超えることが見込まれること※（自家発自家消費率が5割以下であると見込まれること。）。
※ただし、出力が10万kWを超える場合には、上記の値が1割を超えること。
 - ③当該発電等電気工作物の出力が1,000kW以上であること。
- 出力1万kW未満の火力発電所、出力1万kW未満でダムを伴わない水力発電所で施行規則第46条第1項第二号イに規定する使用の開始又は能力の変更により河川流況の変化が生じないもの、並びに水力発電所及び地熱発電所の改良工事等に伴う最大出力増減については、「年間可能発電等電力量」の欄及び「着工年月」の欄の記載を省略することができる。
- 最大出力の欄において、出力が未決定の発電所については「万kW級」での表示も可能とする。
- 工事を伴わないで出力を変更する発電所については、使用開始年月の欄に変更予定年月を記載すること。
- 火力発電設備で最大出力の変更を伴わない燃料転換については、「その他」の欄に記載する。ただし、「所内率」の欄及び「着工年月」の欄の記載を省略することができる。
- 休止及び長期計画停止する発電等電気工作物については、「その他」区分とし、使用開始年月の欄にその開始予定年月を記載すること。

様式第3 2 第6の1表（主要送電線路の整備計画表）

区分	名称	区間	電圧 (kV)	こう長 (km)	回線数	電線の種類および太さ (mm ²)	着工 年月	使 用 開 始 年月	設 置 又 は 変 更 を 必 要 と す る 理 由	送	配
工事中										○	○
着工準備中											
その他											

(記載要領)

- 使用電圧が 250kV 以上のもの及び最上位電圧から 2 階級までのものを記載すること。ただし、最上位電圧が 250kV 未満の場合は最上位電圧のみ記載すること。
- 設計電圧が異なる場合は、設計電圧を（ ）を付して併記すること。
- その他の欄には、既に供給計画に記載され届けられている整備計画を中止する主要送電線路に関する計画および廃止する主要送電線路に関する計画を記載すること。
- 送電線のこう長が 0.5km 未満のものについては、小数点第 1 位まで（小数点第 2 位を四捨五入）、0.05km 未満のものについては、0.1km と表記すること。
- 送配電に分類される事業者（一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者、登録特定送配電事業者、配電事業者）は、本表を記載すること。

様式第3 2 第6の2表（主要変電所の整備計画書）

区分	名称	所在地	増加出力 (MVA)	変圧器				その他の設備 (名称、容量)	着 工 年 月	使用開始 年月	設置又は変 更を必要と する理由	送	配		
				相 数	電圧 (kV)	容量 (MVA)	台 数								
工事中												○	○		
着工準備中															
その他															

(記載要領)

- 使用電圧が 250kV 以上のもの及び最上位電圧から 2 階級までのものを記載すること。ただし、最上位電圧が 250kV 未満の場合は最上位電圧のみ記載すること。
- 所在地の欄には、都道府県郡市区町村を記載すること。
- その他の設備の欄には、周波数変換装置及び連系装置を記載すること。なお、単独装置の場合も記載すること。
- その他の欄には、既に供給計画に記載され届けられている整備計画を中止する主要変電所に関する

計画および現存する主要変電所の廃止に関する計画を記載すること。

○送配電に分類される事業者（一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者、登録特定送配電事業者、配電事業者）は、本表を記載すること。

様式第 3 2 第 6 の 3 表 （広域系統整備計画）

計画名称	工事内容	着工年月	使用開始年月	送
				○

（記載要領）

○記載対象は、電力広域的運営推進機関が国に届出を行った広域系統整備計画とする。

○計画名称の欄には、電力広域的運営推進機関が策定した広域系統整備計画の名称を記載すること。

○工事内容の欄には、主回路の工事計画及びそれに付随する工事内容について記載すること。

○広域系統整備計画の事業実施主体となっている一般送配電事業者、送電事業者は、本表を記載すること。

様式第 3 2 第 7 表（発電所及び蓄電所の開発についての長期計画書）

〇〇発電所

名 称 及 び 設備番号	所在地	種類	最大出力 (kW)	着工 年月	使用開始 年月	発
						〇

（記載要領）

- 〇様式第 3 2 第 5 表を参照。
- 〇なお、本様式には、第 11 年度目以降に使用開始する予定のもので、第 10 年度目以内に着工し、出力が 35 万 kW 以上のものを記載する。

様式第3-2 第8表（電気の取引に関する計画書）

区分		事業者	エリア	項目	年度										備考		送	配	小	発	卸
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10							
受電 (調達)	発電事業者			最大受給電力 (10 ³ kW)																	
				年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																	
		小計		最大受給電力 (10 ³ kW)																	
				年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																	
	特定卸供給事業者			最大受給電力 (10 ³ kW)																	
				年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																	
		小計		最大受給電力 (10 ³ kW)																	
				年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																	
	一般送配電事業者			最大受給電力 (10 ³ kW)																	
				年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																	
		小計		最大受給電力 (10 ³ kW)																	
				年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																	
	配電事業者			最大受給電力 (10 ³ kW)																	
				年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																	
		小計		最大受給電力 (10 ³ kW)																	
				年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																	
	小売電気事業者			最大受給電力 (10 ³ kW)																	
				年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																	
		小計		最大受給電力 (10 ³ kW)																	
				年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																	
	その他			最大受給電力 (10 ³ kW)																	
				年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																	
		小計		最大受給電力 (10 ³ kW)																	
				年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																	
	合計				最大受給電力 (10 ³ kW)																
					年間受給電力量 (10 ⁶ kWh)																

区分	事業者	エリア	項目	年度										備考		送	配	小	発	卸
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10							
送電 (販売)	発電事業者		最大電力 (10 ³ kW)																	
			年間電力量 (10 ⁶ kWh)																	
		小計	最大電力 (10 ³ kW)																	
			年間電力量 (10 ⁶ kWh)																	
	特定卸供給事業者		最大電力 (10 ³ kW)																	
			年間電力量 (10 ⁶ kWh)																	
		小計	最大電力 (10 ³ kW)																	
			年間電力量 (10 ⁶ kWh)																	
	一般送配電事業者		最大電力 (10 ³ kW)																	
			年間電力量 (10 ⁶ kWh)																	
		小計	最大電力 (10 ³ kW)																	
			年間電力量 (10 ⁶ kWh)																	
	配電事業者		最大電力 (10 ³ kW)																	
			年間電力量 (10 ⁶ kWh)																	
		小計	最大電力 (10 ³ kW)																	
			年間電力量 (10 ⁶ kWh)																	
	小売電気事業者		最大電力 (10 ³ kW)																	
			年間電力量 (10 ⁶ kWh)																	
		小計	最大電力 (10 ³ kW)																	
			年間電力量 (10 ⁶ kWh)																	
	その他		最大電力 (10 ³ kW)																	
			年間電力量 (10 ⁶ kWh)																	
		小計	最大電力 (10 ³ kW)																	
			年間電力量 (10 ⁶ kWh)																	
	合計		最大電力 (10 ³ kW)																	
			年間電力量 (10 ⁶ kWh)																	

(記載要領)

- 送電端値で記載すること。
- 別に定める記載断面について、供給区域ごとの合計値をそれぞれ表に分けて記載すること。
- 受電（調達）分と送電（販売）分を区分して表を作成すること。（系統運用電力及び潮流調整電力については、実態を踏まえて省略することができる。）
- 事業者区分毎、取引の相手方毎にそれぞれ記載すること。
- 同一の事業者区分かつ同一の供給区域間の取引であって、受電（調達）分における最大受給電力、送電（販売）分における最大電力が 10 万 kW 以下の取引については、一括して記載することができる。
- 新エネルギー等電源の取引は、備考欄に電源種別を記載すること。
- 常時バックアップ取引は、備考欄にその旨を記載すること。
- 事業者区分に該当しない事業者（非電気事業者）との取引（調達分）について、第 1 年度目の取引内容の内訳を届出様式の別紙（電力広域的運営推進機関が指定する様式）に記載すること。
なお、別紙の記載対象電源は以下①～③を除くものとする。
 - ① 太陽光及び風力発電設備（ただし、蓄電池等で安定した電力を供給できる場合は記載）
 - ② 供給計画上で供給力を 0kW 計上しているもの
 - ③ 設備量 1,000kW 未満の発電等用電気工作物（ただし、ネガワットの需要は 1,000kW 未満も記載）
- 送配電に分類される事業者（一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者、登録特定送配電事業者、配電事業者）のうち、一般送配電事業者、登録特定送配電事業者、配電事業者は、本表を記載すること。

様式第3-3（供給区域需要電力量想定書）

（単位：10⁶kWh）

用途		前年度 (参考)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	備考	送	配
需要電力量	家庭用その他													○	○
	業務用														
	産業用その他														
	合計（使用端）														
	合計（需要端）														
	合計（送電端）														
需要電力（送電端）(10³kW)															
年負荷率(%)															
送配電損失率(%)															
想定の前提となる指標等															
想定の方法															

（記載要領）

- 一般送配電事業者は、別に定める記載断面について、自らの供給区域における需要を記載すること。
- 「想定の前提となる指標等」の欄には、想定の前提となる主な指標を記載すること。
- 「想定の方法」の欄には、説明変数や積み上げ方法など需要想定の方法を用途別に簡潔に記載すること。
- 送配電に分類される事業者（一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者、登録特定送配電事業者、配電事業者）のうち、一般送配電事業者及び、配電事業者は本表を記載すること。

様式第 3 3 の 2 （調整力確保計画書）

(10³kW)

	発電所（号機）及び蓄電所名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	送	配
保有電源												○	○
調達分													

（記載要領）

- 別に定める記載断面について、自らの供給区域内における需要に対して一定量確保する調整力について、調整力として活用しうる発電等用電気工作物について記載すること。本表で記載する調整力とは、一般送配電事業者が第一年度の調整力確保に向けて公募調達する電源Ⅰ及び自らの供給区域内の供給力不足を補うために公募調達する特別調達電源とし、電源Ⅰ'及びブラックスタート機能契約した発電等用電気工作物は含まない。
- 発電等用電気工作物以外を調整力として調達した場合は、発電所（号機）及び蓄電所名欄に取引相手の事業者名等を記載すること。
- 特別調達電源分については、（ ）を付して記載すること。
- 送配電に分類される事業者（一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者、登録特定送配電事業者、配電事業者）のうち、一般送配電事業者及び、配電事業者は本表を記載すること。

様式第33の3 第1表（年度別の調整力に関する計画書）

(10³kW)

	発電所等名	(号機)	種類	調整力	前年度 (参考)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	送	配	小	発	卸
保有電源																○	○	○	○	○
	小計															○	○	○	○	○
調達分																○	○	○	○	○
	小計															○	○	○	○	○
【エリア】小売電気事業者（合計）																○	○	○		
【エリア】発電事業者（合計）																○	○		○	
【エリア】特定卸供給事業者（合計）																○	○			○
合計																○	○	○	○	○

（記載要領）

- 小売電気事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者においては、別に定める記載断面について、供給区域ごと及び全国の合計値をそれぞれ表に分けて記載すること。
- 記載対象は、電気事業者の保有する電源等および非電気事業者から調達した電源等の内、需給調整力取引所の参加要件を満たす機能がある電源等とすること。
- 保有電源の欄には、自らが保有する電源等について発電機（号機）ごとの出力変動幅等から補修等による減少を除いた分を記載すること。なお、火力発電所についてはボイラーおよびタービンごと、原子力発電設備については原子炉およびタービンごとに記載すること。
- 出力変動幅等は、一般送配電事業者の指令に基づく応動が可能な電源等の場合、当該年度の可能出力と最低出力の差分について補修による減少分を考慮した月平均値を記載すること。なお、自端制御による周波数偏差に基づく応動が可能な電源等の場合、周波数偏差に基づく応動により供出可能な電力を記載すること。
- 調達分の欄には、非電気事業者から調達した電源等の内需給調整力取引所の参加要件を満たす機能で、既受給契約等に基づく出力変動幅等について、契約最大値を記載すること。なお、契約最大値が10万kW以上である場合は、調達先の非電気事業者の事業者名を発電所等名欄に記載すること。
- 種類の欄には、火力発電所および調達分については電源等の電源種別を、水力発電所は発電方式を、新エネルギー等発電所等は電源等の原動力等の種類を記載すること。なお、非電気事業者から調達する場合でその契約最大値が10万kW未満である場合は、電源種別ごとに一括として記載することができる。
- 保有電源及び調達分の調整力の欄には、出力変動幅等の最大値を記載すること。なお、発電所の発電容量が10万kW未満の電源等については、電源種別ごとに一括して記載することができる。
- 前年度（参考）の欄には、前年11月までの実績に基づき、当該供給計画の記載断面の月の実績を記載する。なお、記載月が12～3月の場合は、前々年度の実績を記載すること。
- 【エリア】小売電気事業者（合計）の欄には、小売電気事業者、一般送配電事業者及び配電事業者が、以下について一般送配電事業者の供給区域毎に記載すること。
 - ・小売電気事業者：非電気事業者からの調達及び自ら保有する発電設備の値。
 - ・一般送配電事業者：自らの供給区域における、全ての小売電気事業者が記載する【エリア】小売電気事業者（合計）の値の総合計。
 - ・配電事業者：自らの供給区域における、小売電気事業者（合計）の値。
- 【エリア】発電事業者（合計）の欄には、発電事業者、一般送配電事業者及び配電事業者が、以下について一般送配電事業者の供給区域毎に記載すること。
 - ・発電事業者：非電気事業者からの調達及び自ら保有する発電設備の値。
 - ・一般送配電事業者：自らの供給区域における、全ての発電事業者が記載する【エリア】発電事業

者（合計）の値の総合計

- ・配電事業者：自らの供給区域における、発電事業者（合計）の値。

○【エリア】特定卸供給事業者（合計）の欄には、特定卸供給事業者、一般送配電事業者及び配電事業者が、以下について一般送配電事業者の供給区域毎に記載すること。

- ・特定卸供給事業者：非電気事業者から調達した値。

- ・一般送配電事業者：自らの供給区域における、全ての特定卸供給事業者が記載する【エリア】特定卸供給事業者（合計）の値の総合計

- ・配電事業者：自らの供給区域における、特定卸供給事業者（合計）の値

○送配電に分類される事業者（一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者、登録特定送配電事業者、配電事業者）のうち、登録特定送配電事業者、一般送配電事業者および配電事業者は本表を記載すること。

様式第 3 3 の 3 第 2 表（月別の調整力に関する計画書）
 年度
 (10³kW)

	発電所等名	(号機)	種類	調整力	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	送	配	小	発	卸
保有電源																	○	○	○	○	○
	小計																○	○	○	○	○
調達分																	○	○	○	○	○
	小計																○	○	○	○	○
【エリア】小売電気事業者（合計）																	○	○	○		
【エリア】発電事業者（合計）																	○	○		○	
【エリア】特定卸供給事業者（合計）																	○	○			○
合計																	○	○	○	○	○

（記載要領）
 ○第 1 年度及び第 2 年度について、月別に算定のうえ、記載すること。
 ○その他の項目については、様式第 3 3 の 3 第 1 表を参照

様式第34 第1表、第2表、第3表、第4表

(記載要領 (共通))

- 出力(10³kW)欄には、認可出力を記載すること。
- 供給電力とは、発電能力から補修等による減少出力を除いた出力とする。
- 発電能力とは、当該月において安定的に発電可能な全ての発電所における出力（発電端）から、所内消費電力を除いた全ての発電所における出力（送電端）とする。
- 発電能力からは、一般送配電事業者と電源Ⅰ'契約した当該契約分、ブラックスタート機能契約し、機能提供に必要な電力量の確保による減少分を除く。
- 記載対象は発電所の発電容量が 10 万 kW 以上（認可出力）の発電等用電気工作物とする。
ただし、自家発電設備については余剰分の契約最大電力が 10 万 kW 以上とする。
- 火力発電所及び原子力発電所においては、「発電所名」欄に号機まで記載すること。
- 供給電力内訳欄には、発電等用電気工作物ごとの供給電力を記載すること。ただし、発電等用電気工作物ごとの算定が困難な場合は、系列単位等での記載も可能とする。
- 第1年度及び第2年度について、それぞれ表に分けて記載すること。ただし、第2年度の供給電力量の欄については、記載不要とし、空白にて提出すること。

様式第34 第1表（水力発電所（揚水式を含む）発電・補修計画明細書）

年度

発電所名	発電所の分類及び 発電機の番号	出力 (10 ³ kW)	補修計画												年度 計	備考	発
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月			
合計	発電能力 (10 ³ kW)																
	補修期間における月別減少出力(10 ³ kW)																
	供給電力 (10 ³ kW) (送電端)																
	内訳																
	供給電力量 (10 ⁶ kWh) (送電端)																

(記載要領)

- 発電所の分類は、自流式、貯水池式、揚水式から選び記載すること。
- 認可出力を発電所単位で届出している場合は、一括記載も可とする。その場合は、各号機の発電機出力（発電端）を備考欄に記載すること。
- 補修計画は、補修する発電機ごとに、その開始日から終了日までの期間を横線で示し、当該月日を記載するとともに、その線上に補修日数を（ ）を付して記載すること。
- 発電機の補修内容を備考欄に記載すること。
- 補修計画の欄において、休止及び長期停止期間中については、その開始日から終了日までの期間を点線で示し、当該期間を備考に記載すること。
- 発電能力においては、ダム水位による出力減も考慮すること。また、自流式発電所（調整係数を用いて供給能力を算出しているもの）及び揚水式発電所については、調整係数による減少分も考慮すること。

様式第3 4 第2表（火力発電所発電・補修計画明細書）

年度

発電所名	ボイラー及びタービンの番号	出力 (10 ³ kW)	補修計画												年度 計	備考	発
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月			
合 計	発電能力 (10 ³ kW)																
	補修期間における月別減少出力(10 ³ kW)																
	供給電力 (10 ³ kW) (送電端)																
	内 訳																
	供給電力量 (10 ⁶ kWh) (送電端)																

（記載要領）

- 冷熱発電所、地熱発電所及び廃棄物発電所を除くこと。
- 補修計画は、補修するボイラー又はタービンごとに、その開始日から終了日までの期間を横線で示し、当該月日を記載するとともに、その線上に補修日数を（ ）を付して記載すること。
- ボイラー又はタービンの補修内容を備考欄に記載すること。
- 補修計画の欄において、休止及び長期停止期間中については、その開始日から終了日までの期間を点線で示し、当該期間を備考に記載すること。
- 発電能力においては、ガスタービン等における夏季の出力減も考慮すること。
- 供給電力量の欄において、バイオマス、水素、アンモニアを混焼し発電した電力量については、下段に別掲で〔 〕書きとすること。

様式第3 4 第3表（原子力発電所発電・補修計画明細書）

年度

発電所名	原子炉及びタービンの番号	出力 (10 ³ kW)	補修計画												年度 計	備考	発
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月			
合 計	発電能力 (10 ³ kW)																
	補修期間における月別減少出力(10 ³ kW)																
	供給電力 (10 ³ kW) (送電端)																
	内 訳																
	供給電力量 (10 ⁶ kWh) (送電端)																

（記載要領）

- 補修計画は、補修する原子炉又はタービンごとに、その開始日から終了日までの期間を横線で示し、当該月日を記載するとともに、その線上に補修日数を（ ）を付して記載すること。
- 原子炉又はタービンの補修内容を備考欄に記載すること。
- 中間停止ユニット（法定検査以外の目的で停止するユニット）については、その旨を備考欄に記載し、定期検査中と区別して時期を付記すること。

- 科学的に健全なユニットの発電・補修計画を『未定』とすることは、原則、認められない。
- 法第54条第1項ただし書に基づく定期検査時期変更承認による供給力を見込む場合は、備考欄に当該変更承認申請予定年月を記載すること。
- 補修計画の欄において、休止及び長期停止期間中については、その開始日から終了日までの期間を点線で示し、当該期間を備考に記載すること。

様式第34 第4表（新エネルギー等発電所等発電・補修計画明細書）

年度

発電所等名	原動力等の種類及び発電機等の番号	出力 (10 ³ kW)	補修計画												年度 計	備考	発
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月			
																	○
合計	発電能力 (10 ³ kW)																
	補修期間における月別減少出力(10 ³ kW)																
	供給電力 (10 ³ kW) (送電端)																
	内訳																
	供給電力量 (10 ⁶ kWh) (送電端)																

（記載要領）

- 原動力等の種類の欄には、地熱、バイオマス、廃棄物、蓄電池、水素、アンモニアから選び記載すること。
- 認可出力を発電所単位で届出している場合は、各号機の発電機出力（発電端）を出力欄に記載すること。
- 補修計画は、補修する発電機ごとに、その開始日から終了日案での期間を横線で示し、当該月日を記載するとともに、その線上に補修日数を（ ）を付して記載すること。
- 発電等用電気工作物の補修内容を備考に記載すること。
- 補修計画の欄において、休止及び長期停止期間中については、その開始日から終了日までの期間を点線で示し、当該期間を備考に記載すること。
- 発電能力においては、蓄電池については調整係数による減少分も考慮すること。
- 供給電力量の欄において、化石燃料を混焼し発電した電力量については、下段に別掲で〔 〕書きとすること。

様式第35 第1表（火力発電所燃料計画明細書）

項目	年度			発
	受入量	発電用消費量	貯蔵量	
石炭（湿炭）(10 ³ t)				○
原油（10 ³ kl）				
歴青質混合物(10 ³ t)				
重油（10 ³ kl）				
軽油(10 ³ kl)				
ナフサ（10 ³ kl）				
天然ガス液(10 ³ kl)				
液化石油ガス(10 ³ t)				
液化天然ガス(10 ³ t)				
都市ガス(10 ⁶ m ³ N)				
天然ガス(10 ⁶ m ³ N)				
その他ガス(10 ⁶ m ³ N)				
その他火力※				

（記載要領）

- 「受入量」の欄及び「発電用消費量」の欄には、初年度の通年の値を記入すること。
- 「貯蔵量」の欄には、初年度の期末の値を記入すること。
- 自家発自家消費分を差し引いた電力量に応じて、燃料計画を按分して記載すること。
- 灯油を使用する場合は、軽油の欄に記載すること。
- 副生ガスの他、ガス由来のもので分類が困難な場合は、その他ガス欄に記載すること。
- 複数の燃料由来の場合や、事業者間で燃料のやりとりをした場合等、原料の特定が困難な場合は、原料ベースではなく、その他火力欄に記載すること。
- ※その他火力の単位については、任意変更して記載すること。

様式第35 第2表（火力発電所燃料計画明細書）

燃焼方式		石炭 火力	LNG火力				石油火力(原油および重 油火力)						火力計(内 燃力等を 除く)	内燃力 等	合 計	発
			A	計	B	C	D	計	E	F	G	H				
項目	発電															
所名																
石炭	発電用消費量(湿炭)(10 ³ t)															
	平均発熱量(乾炭)(kJ/kg)															
	湿分率(%)															
原油	発電用消費量(10 ³ kl)															
	平均発熱量 (kJ/l)															
歴青質 混合物	発電用消費量(10 ³ t)															
	平均発熱量 (kJ/kg)															
重油	発電用消費量(10 ³ kl)															
	平均発熱量 (kJ/l)															
軽油	発電用消費量(10 ³ kl)															
	平均発熱量 (kJ/l)															
ナフサ	発電用消費量(10 ³ kl)															
	平均発熱量 (kJ/l)															
天然 ガス液	発電用消費量(10 ³ kl)															
	平均発熱量 (kJ/l)															
液化 石油ガス	発電用消費量(10 ³ t)															
	平均発熱量 (kJ/kg)															
液化 天然ガス	発電用消費量(10 ³ t)															
	平均発熱量 (kJ/kg)															
都市ガス	発電用消費量(10 ⁶ m ³ N)															
	平均発熱量(kJ/m ³ N)															
天然ガス	発電用消費量(10 ⁶ m ³ N)															
	平均発熱量(kJ/m ³ N)															
その他ガ ス	発電用消費量(10 ⁶ m ³ N)															
	平均発熱量(kJ/m ³ N)															
その他火 力	発電用消費量※															
	平均発熱量※															
供給電力量(発電端) (10 ⁶ kWh)																
利用率 (%)																
熱効率 (%)																
総合重油換算量(10 ³ kl)																
重油換算消費率 (l/kWh)																

(記載要領)

- 記載する数値は、指定の無い限り発電端値を用いて算出すること。
- 燃焼方式としては、石炭系（石炭等）、LNG系（液化天然ガス、都市ガス、天然ガス）、石油系（原油、重油、軽油、ナフサ、天然ガス液）、LPG系（液化石油ガス）、歴青質混合物、その他ガス、その他火力に分けて記載すること。
- 供給電力量（発電端）の欄において、バイオマス、水素、アンモニアを混焼し発電した電力量については、下段に別掲で「 」書きとすること。
- ひとつの発電所内に、2以上の燃料による発電機が存在する場合は、両方の燃料に記載すること。
- 「利用率」の欄には、以下の式にて算出した値を記載すること。

$$\text{利用率 (\%)} = \frac{\text{供給電力量 (発電端) (kWh)}}{\text{届出 (定格) 最大出力 (kW)} \times \text{暦日数} \times 24} \times 100$$

ただし、自家発電設備については、届出（定格）最大出力に一般送配電事業者との接続最大電力を用いて算出する。

また、バイオマス等を混焼して発電する供給電力量（発電端）は、バイオマス等による電力量を含めた値を用いて算出する。

- 「熱効率」の欄には、以下の式にて算出した値を記載すること。

$$\text{熱効率 (\%)} = \frac{\text{供給電力量 (発電端) (kWh)} \times 3600}{\text{燃料発熱量(kJ)}} \times 100$$

ただし、バイオマス等を混焼して発電する供給電力量（発電端）は、バイオマス等による電力量を除いた値を用いて算出する。

- 「総合重油換算量」の欄には、以下の式にて算出した値を記載すること。

$$\begin{aligned} \text{総合重油換算量(10}^3\text{kl)} &= \Sigma (\text{重油換算量 (10}^3\text{kl)}) + \text{重油の発電用消費量 (10}^3\text{kl)} \\ &(\text{重油換算量 (10}^3\text{kl)}) = \frac{\text{発電用消費量} \times \text{平均発熱量}}{\text{重油の平均発熱量}(\frac{\text{kJ}}{\text{l}})} \end{aligned}$$

(注：個社の重油の平均発熱量(kJ/l)の値がない場合は、標準発熱量である 41,200(kJ/l)（出所:総合エネルギー統計）を使用することができる。)

- 「重油換算消費率」の欄には、以下の式にて算出した値を記載すること。

$$\text{重油換算消費率} \left(\frac{1}{\text{kWh}} \right) = \frac{\text{総合重油換算量(10}^3\text{kl)}}{\text{供給電力量(発電端)(kWh)}} \times 10^6$$

ただし、バイオマス等を混焼して発電する供給電力量（発電端）は、バイオマス等による電力量を除いた値を用いて算出する。

- 発熱量は高位発熱量を使用すること。
- 自家発自家消費分を差し引いた電力量に応じて、燃料計画を按分して記載すること。
- 灯油を使用する場合は、軽油の欄に記載すること。
- 副生ガスの他、ガス由来のもので分類が困難な場合は、その他ガス欄に記載すること。
- 複数の燃料由来の場合や、事業者間で燃料のやりとりをした場合等、原料の特定が困難な場合は、原料ベースではなく、その他火力欄に記載すること。
- ※その他火力の単位については、任意変更して記載すること。

様式第 3 5 第 3 表（国別燃料調達計画書）

（単位：10³t）

年		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	発
度項目												
石炭（湿炭ベース）	A											○
	B											
	C											
	D											
	E											
	その他											
	未定											
	合計											
液化天然ガス	A											
	B											
	C											
	D											
	E											
	F											
	G											
	H											
	I											
	J											
	その他											
	未定											
	合計											

（記載要領）

- 各燃料を輸入する国毎に、輸入計画量（契約済み分）を記載すること。
- 国内炭も記載すること。
- 国内の事業者から購入する等により、調達元の国が不明である場合には、その他に記載すること。
- 未契約の数量については、「未定」欄に記載すること。
- アルファベットの項目には、国名を記載する。
- 自家発自家消費分を差し引いた電力量に応じて、燃料計画を按分して記載すること。

様式第36（電気の取引に関する計画書）

年度

区分	事業者	エリア	項目	4	5	6	7	8	9	上	10	11	12	1	2	3	下	年					
				月	月	月	月	月	月	期	月	月	月	月	月	月	期	度					
受電（調達）	発電事業者		最大受給電力 (10 ³ kW)							/							/	/	送	配	小	発	卸
			受給電力量 (10 ⁶ kWh)																				
		小計	最大受給電力 (10 ³ kW)							/							/	/					
			受給電力量 (10 ⁶ kWh)																				
	特定卸供給事業者		最大受給電力 (10 ³ kW)							/							/	/					
			受給電力量 (10 ⁶ kWh)																				
		小計	最大受給電力 (10 ³ kW)							/							/	/					
			受給電力量 (10 ⁶ kWh)																				
	一般送配電事業者		最大受給電力 (10 ³ kW)							/							/	/					
			受給電力量 (10 ⁶ kWh)																				
		小計	最大受給電力 (10 ³ kW)							/							/	/					
			受給電力量 (10 ⁶ kWh)																				
	配電事業者		最大受給電力 (10 ³ kW)							/							/	/					
			受給電力量 (10 ⁶ kWh)																				
		小計	最大受給電力 (10 ³ kW)							/							/	/					
			受給電力量 (10 ⁶ kWh)																				
	小売電気事業者		最大受給電力 (10 ³ kW)							/							/	/					
			受給電力量 (10 ⁶ kWh)																				
		小計	最大受給電力 (10 ³ kW)							/							/	/					
			受給電力量 (10 ⁶ kWh)																				
	その他		最大受給電力 (10 ³ kW)							/							/	/					
			受給電力量 (10 ⁶ kWh)																				
		小計	最大受給電力 (10 ³ kW)							/							/	/					
			受給電力量 (10 ⁶ kWh)																				
	合計		最大受給電力 (10 ³ kW)							/							/	/					
			受給電力量 (10 ⁶ kWh)																				

年度

区分		事業者	エリア	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	年度計	送	配	小	発	卸	
送電 (販売)	発電事業者			最大電力 (10³kW)							/							/	/						
				電力量 (10⁶kWh)																					
		小計		最大電力 (10³kW)								/							/	/					
				電力量 (10⁶kWh)																					
	特定卸供給事業者			最大電力 (10³kW)								/							/	/					
				電力量 (10⁶kWh)																					
		小計		最大電力 (10³kW)								/							/	/					
				電力量 (10⁶kWh)																					
	一般送配電事業者			最大電力 (10³kW)								/							/	/					
				電力量 (10⁶kWh)																					
		小計		最大電力 (10³kW)								/							/	/					
				電力量 (10⁶kWh)																					
	配電事業者			最大電力 (10³kW)								/							/	/	○	○	○	○	○
				電力量 (10⁶kWh)																					
		小計		最大電力 (10³kW)								/							/	/					
				電力量 (10⁶kWh)																					
	小売電気事業者			最大電力 (10³kW)								/							/	/					
				電力量 (10⁶kWh)																					
		小計		最大電力 (10³kW)								/							/	/					
				電力量 (10⁶kWh)																					
	その他			最大電力 (10³kW)								/							/	/					
				電力量 (10⁶kWh)																					
		小計		最大電力 (10³kW)								/							/	/					
				電力量 (10⁶kWh)																					
	合計			最大電力 (10³kW)								/							/	/					
				電力量 (10⁶kWh)																					

(記載要領)

○様式第32第8表参照。

○第1年度及び第2年度について、それぞれ表に分けて記載すること。ただし、第2年度の受給電力量及び電力量の欄については、記載不要とし、空白にて提出すること。

年度

		送	配
事業者における規定変動幅 (Hz)		○	○
実測周波数が規定変動幅内に維持された時間の比率 (%) (実測期間内)			
実測周波数のうち、最大の変動幅の変動率 (又は周波数) (%) (実測期間内)			
実測周波数が規定変動幅内に維持された時間の比率 (%) (8 月の 1 か月間)			
実測周波数が規定変動幅内に維持された時間の比率 (%) (8 月以外の供給区域毎に指定する月)			
実測周波数のうち、最大の変動幅の変動率 (又は周波数) (%) (8 月)			
実測周波数のうち、最大の変動幅の変動率 (又は周波数) (%) (8 月以外の供給区域毎に指定する月)			

(記載要領)

- 一般送配電事業者は、その供給区域（離島等を除く）における周波数について、一般送配電事業者が規定する変動幅内に維持された時間の比率及び最大の変動幅の標準周波数に対する変動率又は周波数を記載すること。
- 変動幅は、以下の式にて算出した値を記載すること。

$$\text{変動幅(Hz)} = |\text{実測周波数(Hz)} - \text{標準周波数(Hz)}|$$
- 変動率は、以下の式にて算出した値を記載すること。

$$\text{変動率(\%)} = \text{変動幅(Hz)} / \text{標準周波数(Hz)} \times 100$$
- 確定している前々年度についての年度実績及び、確定していない前年度についての前年 4 月から 12 月までの実績を記載すること。また、8 月（加えて供給区域毎に指定する月）については 1 か月間の実績を記載すること。
- 送配電に分類される事業者（一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者、登録特定送配電事業者、配電事業者）のうち、一般送配電事業者及び配電事業者は本表を記載すること。

様式第 3 8（電力系統の状況）

系統図	会社間連系線の概要							送	配
	年度	名称	送電容量 (MW)	運用容量 (MW)	こう長 (km)	系統分離条件 (周波数 (Hz)、対応時間 (s))	使用開始 年月	○	○

（記載要領）

- 「会社間連系線の概要」の項目について、当該年度、第 5 年度及び第 10 年度の値を記載すること。
また、新たに設置する会社間連系線は、「運用容量」及び「系統分離条件」に関して、計画段階での想定値を記載すること。
- 「系統図」の記載については、各年度別以下のとおりとする。なお、各年度別の系統図を色分け等行うことにより一括して記載してもよい。
 - ①当該年度：既設の送電線と当該年度に使用を開始する送電線。
 - ②第 5 年度：第 2 年度から第 5 年度までに使用を開始する送電線。
 - ③第 10 年度：第 6 年度から第 10 年度までに使用を開始する送電線。
- 運用容量は当該年度のみ記載し、第 5 年度及び第 10 年度は予想送電可能量の概数を記載すること。
- 系統図における主要送電線及び主要変電所の名称、電圧及び運転開始時期の記載範囲は、既設系統及び様式第 3 2 第 6 の 1 表、第 6 の 2 表の工事中及び着工準備中に記載したものとする。
- 凡例を記載すること。
- 最上位電圧から 2 階級までの送電線路について記載すること。ただし、最上位電圧が 250kV 未満の場合は最上位電圧のみ記載すること。また、会社間連系線は全て記載すること。
- 送電線路、変電所、発電所及び蓄電所の名称、電圧および使用開始年月を付記すること。
- 会社間連系線の概要の欄には、250kV 以上のものについて記載すること。ただし、直流連系及び周波数変換を伴って連系しているものは全て記載すること。
- 送配電に分類される事業者（一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者、登録特定送配電事業者、配電事業者）は、本表を記載すること。

様式第 3 8（電力潮流の状況）

（記載要領）

- 使用電圧が最上位電圧から 2 階級までの送電線について記載すること。ただし、最上位電圧が 250kV 未満の場合は、最上位電圧のみ記載すること。また、会社間連系線は電圧に係わらず全て記載すること。
- 流通対応需要に対応した電力潮流の状況を記載すること。
- 凡例を記載すること。
- 連系線潮流は、電力広域的運営推進機関が指定する潮流値を用いること。
- 送配電に分類される事業者（一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者、登録特定送配電事業者、配電事業者）のうち、一般送配電事業者のみ、本表を記載すること。なお、送電事業者が保有する送電線の電力潮流の状況は、接続する一般送配電事業者の様式に記載する。

様式第 3 8 の 2 （最大需要電力発生時における会社間連系線の状況）

年度

（単位：MW）

連系地点名	送電容量	運用容量		受給電力	送 ○
		送電分	受電分		

（記載要領）

- 流通対応需要に対応した送受電電力を記載すること。
- 運用容量は当該年度のみ記載し、第 5 年度及び第 10 年度は予想送電可能量の概数を記載すること。
- 受給電力は、送電になるときは[送電分]、受電になるときは[受電分]と付して記載すること。
- 当該年度、第 5 年度分及び第 10 年度分とはそれぞれ表に分けて記載すること。
- 連系地点名の欄には、会社間連系線が 250kV 以上のものについて記載すること。ただし、直流連系及び周波数変換を伴って連系しているものは全て記載すること。
- 受給電力は、電力広域的運営推進機関が指定する潮流値を記載すること。
- 送配電に分類される事業者（一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者、登録特定送配電事業者、配電事業者）のうち、一般送配電事業者のみ、本表を記載すること。

供給電力等の記載断面について

1. 供給電力等の記載断面

供給電力、需要電力、ひっ迫時需要抑制電力、供給予備力、供給予備率、調整力、停止電力、発電能力、補修期間における月別減少出力及び最大受給電力については、一般送配電事業者が供給区域毎に指定する最大電力発生時の想定値を記載する。なお、様式第33の3第1表の出力変動幅については、指定月の月間平均値を記載する。

※ 様式第32第1表、第3表、第8表、様式第33、第33の2、様式第34、様式第36が該当。

2. 供給区域毎に指定する記載断面

①年度計画の指定月、時（※「15」とは、14:00～15:00の1時間の平均値を指す）

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
月	8月	8月	8月	8月	8月	8月	8月	8月	8月	8月
時	15	15	15	15	15	15	15	15	15	12
月	1月	1月			1月					
時	10	10			10					

②月間計画の供給力算定期間・指定時

月	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
4	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間
	19	10	19	10	10	10	10	10	19	20
5	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間
	12	12	15	15	12	15	15	15	14	15
6	後半	月間	後半	後半	月間	後半	後半	後半	後半	月間
	12	15	15	15	15	15	15	15	15	15
7	後半	後半	後半	後半	後半	後半	後半	後半	後半	月間
	17	15	15	15	15	15	15	15	15	15
8	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間
	15	15	15	15	15	15	15	15	15	12
9	前半	前半	前半	前半	前半	前半	前半	前半	前半	月間
	19	15	15	15	15	15	15	15	14	15
10	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間
	18	18	15	15	15	15	15	15	15	15
11	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間
	17	18	18	18	10	18	10	19	19	19
12	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間
	17	18	18	10	10	10	10	10	19	19
1	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間
	10	10	10	10	10	10	10	10	19	20
2	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間	月間
	10	10	10	10	10	10	10	10	19	20
3	前半	前半	前半	前半	前半	前半	前半	前半	前半	月間
	19	10	19	10	10	10	10	10	20	20

3. 様式第33の3 第1表、第2表における記載断面

①年度計画の指定月

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
月	8月	8月	8月	8月	8月	8月	8月	8月	8月	
月	1月	1月			1月					

②月間計画の出力変動幅等の算定期間は月間の平均値とする。

ひっ迫時需要抑制電力について

1. 定義

随時調整契約やデマンド・レスポンス等により、需給ひっ迫時等に一定の需要抑制効果が見込める電力(kW)をいう。

※1 計画調整契約など安定的に需要抑制が見込めるものについては、既に需要想定に織り込み済みのため、含めない。

※2 契約の発動条件が系統事故時等のみの場合、需給ひっ迫時には需要抑制効果が確実に見込めないため、含めない。

※3 一般送配電事業者と電源 I' 契約したものは除く。

2. 記載内容

①「ひっ迫時需要抑制電力」の欄

【随時調整契約】

・契約電力に実効性を考慮した実効電力(需要端)を算出し、送電ロス等を加味した送電端ベースに変換。

(例) 随時調整契約電力：100 万、実効率：70%、送電端換算：1.03 の場合

$$100 \text{ 万 kW} \times 70\% \times 1.03 = 72 \text{ 万 kW}$$

・実効率については、各社、算出方法が異なるため、各社判断。(例えば、端境期については夏と冬の平均 or 各月毎に精緻に算出する等)

・送電端換算係数については、各社、算出方法が異なるため、各社判断。(例えば、託送供給約款で規定する高圧を用いる等)

【スマート・メータ等を活用したデマンド・レスポンス】

・料金メニューの設定等を検討中の会社もあれば、具体化している会社もあるので、各社判断により織り込むものとする。算定方法については各社判断。

②「供給予備率」の欄

○ 従来から記載している供給予備率に加え、ひっ迫時需要抑制電力を加味した予備率を括弧書きで併記する。

$$= \frac{(\text{供給力} + \text{ひっ迫時需要抑制電力}) - \text{需要電力}}{\text{需要電力}} \times 100$$

3. 記載箇所

①様式第32 第1表

第1年度から第10年度の欄、全て記載。

②様式第32 第3表

第1年度及び第2年度における4～3月の欄、全て記載。

※ ひっ迫の可能性が低い端境期についても記載すること。ただし、夏冬限定の契約であれば、夏季冬季のみの記載とする。

記載イメージ

		．．．	25 年度		
供給電力		．．．	．．．	．．．	．．．
		．．．．	．．．	．．．	．．．
		．．．．	．．．	．．．	．．．
	合計（送電端）	．．．	10,600		
		．．．	．．．	．．．	．．．
	．．．．	．．．	．．．	．．．	．．．
需要電力			10,000		
ひっ迫時需要抑制電力（送電端） 小売電気事業者			200		
送配電事業者					
供給予備力（送電端）			600		
供給予備率（％）			6.0 (8.0)		

$$\begin{aligned}
 \text{①供給予備率} &= \text{供給予備力} \div \text{需要電力} \\
 &= (10,600 - 10,000) \div 10,000 \\
 &= 6\%
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 &\text{②ひっ迫時需要抑制電力を加味した予備率} \\
 &= \{10,600 - (10,000 - 200)\} \div 10,000 = 8.0\%
 \end{aligned}$$